

## 松浦市の平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について公表します。

平成19年度松浦市各会計の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等を算定したところ、下記のとおりとなりました。

### 1. 健全化判断比率の算定結果について

(単位：%)

	松浦市の健全化 判断比率 ①	早期健全化基準 (松浦市の場合) ②	財政再生基準 ③
実質赤字比率	—	13.43	20.00
連結実質赤字比率	—	18.43	40.00
実質公債費比率	19.7	25.0	35.0
将来負担比率	148.3	350.0	—

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、算定されないため「—」を記載

松浦市の健全化判断比率①は、早期健全化基準②及び財政再生基準③未満であるため法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は必要ありません。

ただし、実質公債費比率については、地方債を発行する際の基準としても用いられており、この率が18%未満であれば都道府県知事との協議だけで発行することができますが、本市のように18%以上の場合は公債費負担適正化計画を策定したうえで、都道府県知事の許可を受けなければ発行することができません。

このようなことから、現在策定している「松浦市財政健全化計画（平成19年度～23年度）」を遵守し、公債費の抑制を図り、率の動向を注視しながら財政運営を行わなければなりません。

## 2. 公営企業の資金不足比率の算定結果について

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
交通事業会計	—	20.0
病院事業会計	93.7	20.0
下水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
松浦魚市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	20.0

注 資金不足が生じていない会計は資金不足比率が算定されないため「—」を記載

資金不足比率については、病院事業会計において資金不足が生じており、経営健全化基準を大きく上回っています。

この基準を上回った場合、資金不足比率を最小限度の期間内に経営健全化基準未満にすることを目標として、議会の議決を経て経営健全化計画※を策定し、経営健全化に取り組まなければなりません。

※経営健全化計画策定に関する規定は平成21年4月1日より施行されることとなっているため、本年度は策定する必要がありません。

## 用語の意義

### ●健全化判断比率

#### 1. 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額（実質収支額）の標準財政規模に対する比率。

松浦市の一般会計等とは、一般会計、松浦市民病院青島出張所診療所事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、鉦害復旧灌漑用水施設維持管理事業特別会計を指します。

※実質赤字額がない場合は算定されません。

#### 2. 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額（実質収支額、ただし公営企業においては資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

※実質赤字額がない場合は算定されません。

#### 3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の標準財政規模等に対する比率。（平成17年度～平成19年度の3ヶ年平均値をとる）

#### 4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債等の標準財政規模等に対する比率。

### ●資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額の事業の規模に対する比率。

※資金不足額が生じない場合は算定されません。

### ●早期健全化基準

地方公共団体が自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の基準については、団体の標準財政規模等により変動します。

### ●財政再生基準

地方公共団体が自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準。